

大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和5年3月30日

告示第59号

改正 令和7年3月25日告示第52号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、大町市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進に関する協議を行うため、大町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画及び交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会に属する者
- (4) 学識経験者
- (5) 地方運輸局職員
- (6) 県職員
- (7) 市職員
- (8) 市民又は地域公共交通利用者の代表者
- (9) 公募による市民
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人以内

2 会長、副会長及び監事は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることと

し、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対して、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。
- 6 会長は、会議の内容が軽微の場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 会議で決定された事項については、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(運賃協議会)

第6条 協議会は、乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項を協議するため、運賃協議会を設置することができる。

- 2 運賃協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 会長
 - (2) 市職員
 - (3) 当該乗合旅客運送の路線等に係る運賃等を定めようとする公共交通事業者
 - (4) 地方運輸局職員
 - (5) 市民の代表
- 3 運賃協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。
- 4 運賃協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立とし、会議の議事は、出席委員の総意により決する。

(検討機関)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じ協議、調整又は専門的な検討を行うための機関を設置することができる。

- 2 前項の機関に関し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の運営に要する経費は、大町市負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、総務部情報交通課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱の廃止)

- 3 大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成23年告示第80号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(大町市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

- 2 大町市地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第7号）は、廃止する。